## ◎興部町のごみの処理について◎

まちのごみ分別は、平成12年4月から一般廃棄物処理場の延命化及び資源の有効利用を目的にごみの分別収集が開始されました。

また、平成21年4月1日より、さらなる資源の有効利用により「生ごみ」の分別収集を 開始、有料であった「かん類」(スチール缶)も資源ごみ(無料)といたしました。

平成24年10月から新たに紋別市に建設された西紋別地区広域ごみ処理センター(事業主体 西紋別地区環境衛生施設組合:紋別市、滝上町、興部町、西興部村)にて、資源回収(金属類)及び焼却処理を行い最終処分場で埋め立てを行います。

そこで、現在まで一般ごみ(薄赤色)として排出していたごみも、燃やすごみ(薄赤色)と燃やさないごみ(薄緑色)、資源ごみ(小型金属類)に分別し、資源の有効利用(リサイクル)と本当に必要としなくなったごみを焼却(埋立)する方法に変更となります。

皆様方には、ごみ分別方法の変更に何かとご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力 の程よろしくお願いいたします。

各ごみを排出する際は、<u>指定袋を購入し指定日・指定時間にごみの排出</u>をお願いします。 なお、各ごみ(資源ごみ含む)の収集方法や分別方法については、状況により変更することもございますので、その時々の町からの情報にご留意ください。

分別を徹底することにより、資源の有効利用(リサイクル)と広域ごみ処理における経費の削減、埋め立てごみ量の減、埋立処分場の延命にご協力ください。

## 【平成24年10月からの改正について】( 【改正) 改正箇所に標示)

- ・『一般ごみ』を『燃やすごみ』(有料)、『燃やさないごみ』(有料)、『資源ごみ』(小型金属類)に細分化し分別開始
- ・資源ごみ(無料)に小型金属類を追加

## ◎なぜ分別するのでしょうか!

ごみ資源の有効利用(リサイクル)も理由のひとつですが、もうひとつ町にとって 重要な理由があります。それは、広域等にて処理するごみの量を減らすことにより、 ごみにかかる経費を削減することも目的のひとつです。

ごみは、生活するうえで必ず出るものです。しかし、日々の生活の工夫によっては減らすこともできるものだと思います。最低限のごみに係る経費は必要ですが、ムダをなくすることにより不必要な経費を削減し、より必要なことに皆様の思いが使われる興部町であることに意義があると思います。

ごみ問題は、永遠の課題であり、一人ひとりが地道に取り組んでいくことが必要です。